第１章　景観計画の区域　【景観法第８条第２項第１号】

第１節　景観計画の区域

本市では、海・山・川などの多様な自然景観、大規模工場地が内在する市街地景観、旧城下町や鮎やなをはじめとする歴史・文化的景観などの延岡らしさを醸し出している多様な景観が全市にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、全市域を景観計画の区域として定めます。

▲延岡市の景観計画区域